

平成 27 年 7 月 27 日

特定原産地証明書 申請者各位

日本商工会議所 東京事務所

再発給の手続きについて ～記載事項に変更が生じた場合～

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は特定原産地証明書のご申請にあたりまして各種ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、お問い合わせ事項のうち、再発給に関連する事項が多く寄せられますので、手続きについて改めて下記のとおりご案内申し上げます。

敬具

全体の流れ

ステップⅠ. 申請中（まだ証明書を受け取っていない）の場合

現在申請中の案件が修正できるかを確認する ※修正できる場合、再発給は不要です。

↓

ステップⅡ.（修正が出来ない場合）「特定原産地証明書発給システム」から再発給の手続きを行う

↓

ステップⅢ. 典拠インボイス等を日本商工会議所 東京事務所に F A X する

↓

ステップⅣ.（証明書を亡失・滅失・汚損・破損した場合）紛失届のドラフトを F A X する

↓

ステップⅤ. 証明書の受取・交付準備完了までの期間

ステップⅠ. 申請中の場合、現在申請中の案件が修正できるかを確認する

① 「メインメニュー」から「発給申請書入力」を選択する。

特定原産地証明書発給システム									
ご利用者	判定依頼中	0件	発給申請中	9件	企業	判定依頼中	0件	発給申請中	10件
	判定手続中	2件	発給手続中	23件		判定手続中	2件	発給手続中	27件
	誓約書申請	0件	交付準備完了	0件		誓約書申請	0件	交付準備完了	0件
※ 07月10日 10時35分現在の【東商 次郎】様の状況です。					※ 有効期限が30日以内の同意通知を受けているものは【0件】件です。				
■■■■■■■■ ■■■■■■■■ メインメニュー ■■■■■■■■									
【研修環境】原産品判定					【研修環境】発給申請				
原産品判定依頼書入力					発給申請書入力				
原産品同意通知書入力					原産品同意通知書照会				
原産品(誓約書)利用状況					引換書・受領書				
					誓約書情報入力				

①「発給申請書入力」を選択

- ②状態を「空欄」にして、
「検索表示」をクリック

③該当の案件を見つけ、「状態」を確認

該当の案件が見つからない場合は
検索条件を絞ってお探してください。

- | 状態 | 修正 | 対応方法 |
|---------|-----------------|--|
| 発給申請 | ○（可能）
再発給は不要 | 下記⑤参照 |
| 手続中 | | 東京事務所（TEL：03-3283-7771）まで至急ご連絡ください。
状態を【保留】に差し戻します。状態が【保留】になりましたら、ご修正の後、改めて【発給申請】をお願いいたします。 |
| 手続中（承認） | ×（不可） | ステップⅡ～Ⅳ、再発給の手続きにお進みください。
※再発給は別途、手数料が発生いたします。
金額は通常どおり 1 件 2,000 円＋（産品数×500 円）です。 |
| 交付準備完了 | | |
| 交付済 | | |

- 先ほどの一覧から「受付番号」を選択し、発給申請書の一番下にある「申請取消」を選択する。

発給申請書一覧										メニュー戻る	
発給受付番号			伏座		産品情報		HSコード				
申請日※			申請者名 (部分一致)								
証明番番号 (完全一致)			輸入者名 (部分一致)								
協定			発給事務所				1頁表示				
※申請日は西暦年月日の数字を入力してください。(例：2008年5月1日→20080501) ※この一覧は受付番号の大きい順に表示されます。過去に申請した案件を見た場合は、「伏座」											
新規入力											
検索件数： 76											
協定	受付番号	申請日	状況	申請者名	輸入者名	発給事務所	発給日時	発給回数	発給内容	備考	
タイ	02834004	2010/07/10	手続中	ABC COMPANY	東商 次郎	東商 次郎	APL				
タイ	02833104	2010/08/18	手続中	ABC COMPANY	東商 次郎	東商 次郎	APL				
タイ	02836104	2010/08/18	発給申請	ABC COMPANY	東商 次郎	東商 次郎	APL				
タイ	02832404	2010/03/17	手続中(承認)	a	東商 次郎	東商 次郎	a				
タイ	02832904	2010/03/16	交付済	a	東商 次郎	東商 次郎	a				
タイ	02832404	2010/03/15	交付済	ABC COMPANY	東商 次郎	東商 次郎	APL				

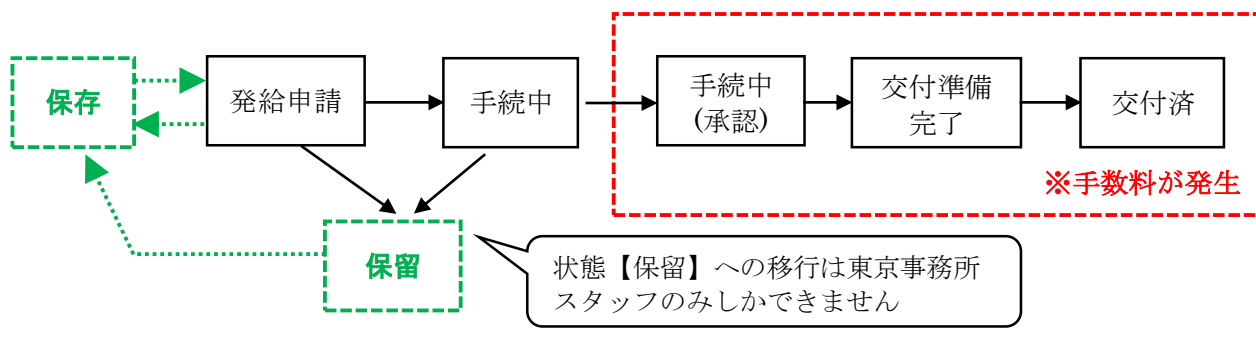
「受付番号」を選択

「申請取消」を選択

申請取消



Q & A 各種「状態」の関連性はどうなっているの？



ステップⅡ.「特定原産地発給システム」から再発給の手続きを行う

※「特定原産地証明書発給申請マニュアル」P.79～参照

- ① 「メインメニュー」から「発給申請書入力」を選択する。

ご利用者	判定依頼中	0件	発給申請中	9件
判定手続中	2件	発給手続中	23件	
誓約書申請	0件	交付準備完了	0件	

※ 07月10日 10時35分現在の【東商 次郎】様の状況です。

企業	判定依頼中	0件	発給申請中	10件
判定手続中	2件	発給手続中	27件	
誓約書申請	0件	交付準備完了	0件	

※ 有効期限が30日以内の同意通知を受けているものは【0件】件です。

■■■■■■■■ メインメニュー ■■■■■■■■

【研修環境】原産品判定

- 原産品判定依頼書入力
- 原産品同意通知書入力
- 原産品(誓約書)利用状況

【研修環境】発給申請

- 発給申請書入力
- 原産品同意通知書照会
- 引換書・受領書
- 誓約書情報入

- ② 状態を「空欄」にして、「検索表示」をクリックする。
- ③ 一覧から該当の案件を見つけ、「受付番号」を選択する。

②状態を「空欄」にして、「検索表示」をクリック

③該当の案件の「受付番号」を選択

該当の案件が見つからない場合は検索条件を絞ってお探してください。

協定	受付番号	申請日	状態	輸入者名
タイ	02894004	2015/02/26	交付済	test0802
タイ	02836704	2010/10/13	手続中	ABC COMPANY
タイ	02836404	2010/08/18	手続中	ABC COMPANY
タイ	02836104	2015/02/16	発給申請	ABC COMPANY
タイ	02835904	2010/03/17	手続中(承認)	a
タイ	02832804	2010/03/16	交付済	a
タイ	02832404	2010/03/15	交付済	ABC COMPANY

- ④ 原産地証明書記載事項の一番下にある「再発給」を選択する。
- ⑤ 注意事項をご確認のうえ、「再発給する」を選択する。

発給申請書参照

戻る

原産地証明書記載情報

日本商工会議所 御中

- 当社/私は、再発給申請書に関し、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律に則り、当該発給申請書に係る申告内容は全て真実であることを誓約します。
- 当社/私は、当該発給申請書について、記載内容を立証する関係資料を原産地証明書の発給の日以後5年間(日ブルネイ協定、日アセアン協定、日イスイス協定および日ベトナム協定は3年間)保存し、両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じて提出することを誓約します。
- 当社/私は、当該発給申請書について次に掲げる事実を知ったときは、遅滞なくその旨を書面により関係機関に通知することを誓約します。
 - 当該特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと
 - 当該特定原産地証明書の記載に誤りが生じたこと

(中略)

■交付申請完了後のメール配信希望の有無

E-mail配信希望	☐ 希望する ☐ 希望しない	E-mail	Jiro@toshio.com
------------	---	--------	-----------------

本データは証明書の発給以外の目的で使用するのではなく、ほかに公表されることあり
の発給等に関する法律により、原産地証明書の発給から5年間(日ブルネイ協定/日アセ
アン)、発給機関に保存されます。

ご入力いただいた文字数が多の場合、改行の関係(印字の際、半角スペースで区切られ
行へ印字します)で、文字が証明書にすべて表示されないことがあります。「証明書イメージ
and numbers 欄は、特にご注意ください。なお、このような場合、区切り部分に半角
スペースを空けてください。

複写 TSVデータ出力 **再発給** 印刷

証明書イメージ閲覧(PDF)

発給申請書参照

再発給申請を行うためには、当該証明書を発給した事務所に「再発給申請書」の提出が必要です。

また、再発給申請事由によって、追加で資料をご提出いただく必要があります。

- ☐ 記載事項変更の場合、お手元の証明書の返納が必要となります。当該証明書の交付事務所までご返納ください。
- ☐ 亡失や滅失等の場合、事由により、提出資料が異なりますので、詳細は当該証明書の交付事務所までお問い合わせください。

(例) 盗難の場合、警察への盗難届(盗難届受理証明書)の提出が必要となります。

火災により特定原産地証明書が発見できなかった場合、火災保険の証明書を提出する必要があります。

☐ 再発給は、新規発給と同様の再発給手数料がかかります。

⑤「再発給する」を選択

再発給する (再発給申請書を作成する)

再発給しない

(注) 事由により、再発給を受けられないことがあります。

- ⑥ 再発給事由を「記載事項変更」または「亡失・滅失・汚損・破損」から選択し、
「変更の発生事由」をご記載ください。その後、右下の「修正入力」または「確認」を選択する。

再発給申請書入力

再発給元証明書イメージ閲覧(PDF) キャンセル

日本商工会議所 殿

当社/私が受給した特定原産地証明書に関して、下記の事由により、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関
する法律施行規則第8条に基づく特定原産地証明書の再発給を申請します。

※下記の欄のうち、◎のついた欄は必須項目となりますので、必ずご記入ください。

申請者	◎ 企業登録番号	A00090387
	◎ 氏名または名称	株式会社 東商産業
	◎ 住所(所在地)	東京都千代田区丸の内3-2-2
本件に関する担当者	◎ 代表者氏名	
	◎ 氏名	
	◎ 電話番号	
	FAX番号(半角)	11-1111-1111
	E-mail(半角)	Jiro@toshio.com

※不明な場合は提出先事務所にお問い合わせください。

再発給元の特定原産地証明書	証明書番号	*****
	発給受付番号	02829704

再発給事由

☒ 記載事項変更
☐ 亡失・滅失・汚損・破損 (記載事項の変更もあわせて行う場合は「記載事項変更」を選択してください。)

※再申請理由を具体的に記入してください。

変更の発生事由

注1) 記載事項変更の場合、バックナンバーの再発給、現地からの再発給等の理由には不可。
注2) 亡失、滅失、盗難の場合、詳細な状況をご記入ください。
注3) 盗難の場合、警察への盗難届(盗難届受理証明書)等のコピーをご提出ください。
注4) 火災により特定原産地証明書が完全に焼失した場合、消防署の火災証明書をご提出ください。
注5) 汚損や破損の場合、汚損や破損した特定原産地証明書を当該証明書を発給した事務所に提出してください(返納の義務があります)。
注6) 亡失した特定原産地証明書を発見した時は、遅滞なく返納する義務があります。

キャンセル **修正入力**

亡失等の場合は記載事項を
変更することができません。
その場合は、「記載事項変更」
を選択の上、亡失等であるこ
とを「変更の発生事由」にご
記載ください。

「修正入力」(亡失等の
場合は「確認」)を選択

- (内容確定)

発給申請書

日本貿易工務所 印紙

注意事項

 - ①、当社は、発給記録簿に申請し、結果通知後に基づき付定原簿記載証明書の発給等に関する法律に則り、当社が発給申請書に係る申請内容の真実性を有するものとする。
 - ②、当社は、発給記録簿について、当社の所有する限りであるが、関係諸社等に資料等の提供の日付と本期間（日付と本入館、日付とセーフティ）を以て、その権利は、本期間満了後に、関係諸社等にその権利を譲渡することとなる。
 - ③、当社は、発給記録簿について、他の事業者からなる場合は、発給する旨を書面により関係諸社に通知することを暫時的とする。この場合、発給記録簿の発給を受ける側の事業者が、発給を受ける旨を通知した事項に変更があったこと。

以上の事項のとおり暫時的に、発給申請書を記入します。

以下、必ず記入してください。

修正箇所を変更

※発給申請書の情報を入力してください。

項目	内容
① 個人氏名	姓 名
② 英文氏名	Shin Tachibana
③ 企業登録番号	A000000000
④ 株式会社(屋号)	株式会社 東京商事
⑤ 英文社名	Toshio Sengoku Inc.
⑥ 日文役職：主幹	課長
⑦ 英文役職：年功	Manager
⑧ 電話番号：年功	03-0000-0000
⑨ FAX番号：年功	03-0000-0000
⑩ E-mail：年功	info@toshio-inc.com
⑪ 郵便番号：年功数字	〒100-0000
⑫ 都道府県：主幹	東京都千代田区丸の内3-1-2

■輸出者のフルネーム、所在地および国名 (Exporter's Name, Address and Country)

※英文社名および英文所在地は、証明書に印字されます。

① 企業登録番号	A000000000
② 株式会社(屋号)	株式会社 東京商事
③ 英文社名	Toshio Sengoku Inc.

(中略)

E-mail 送信希望	* 希望する ○ 希望しない	E-mail：年功	info@toshio-inc.com ※Eメールで印刷通知を設定できます。
-------------	-------------------	-----------	---

公衆による利用もありません。また、経済連携協定に基づき特許期間（日付と本入館、日付とセーフティ）で期限満了後の利用もできません。このような理由で、利用可能な部分に年功とセーフティを入館させます。

「内容確定」を選択

[証明書の作成] [印刷]

⑨ これでシステムの入力は終了です。一覧から再発給ができていますかご確認ください。

[メニューに戻る](#)

発給申請書一覧

発給受付番号

申請日※ ~

証明書番号
(完全一致)

協定

状態

申請者名
(部分一致)

輸入者名
(部分一致)

発給事務所

製品情報

HSコード

状態が【発給申請】になっているか確認

※申請日は西暦年月日の数字を入力してください。(例: 2008年5月1日)
 ※この一覧は受付番号の1位1順に表示されます。過去に申請した案件は新入力より TSV形式で表示されます。

検索件数: 76 ※再発給申請の場合に○が表示されます。 ページ: [前] 1 2 3 4 [次]

協定	受付番号	申請日	状態	輸入者名	申請者名	担当者名	便名	手数料 (円)	再 発 給	修 正	削 除	検 査 除 外	申請 事務所
タイ	02834004	2015/02/28	交付済	ABC COMPANY	東藤 次郎	東藤 次郎	ab	2,500					東京
タイ	02836704	2010/10/13	手続中	ABC COMPANY	東藤 次郎	東藤 次郎	APL BANGKOK I						東京
タイ	02836404	2010/09/18	手続中	ABC COMPANY	東藤 次郎	東藤 次郎	APL BANGKOK I						東京
タイ	02836104	2015/02/16	発給申請	ABC COMPANY	東藤 次郎	東藤 次郎	APL BANGKOK I		○				東京
タイ	02833404	2010/03/17	手続中	ABC COMPANY	東藤 次郎	東藤 次郎	a	2,500					東京
タイ	02832904	2010/03/16	交付済	ABC COMPANY	東藤 次郎	東藤 次郎	a	2,500					東京
タイ	02832404	2010/03/15	交付済	ABC COMPANY	東藤 次郎	東藤 次郎	APL BANGKOK I	2,500					東京



特定原産地証明書では、同じ証明書を発給することが出来ません。さらに各協定では、**再発給**の場合は前回の証明書番号・発給日・再発給である旨の文言などの追記が求められています。

したがって、このような再発給の手続きが必要となります。

ステップⅢ. 典拠インボイス等を日本商工会議所 東京事務所にFAXする

《FAXの送付》

再発給申請時は、証明書の記載内容を改めて確認させていただいております。

つきましては、証明書記載内容のエビデンスとして、修正済みのインボイス等をFAXにてご送付くださいますようお願いいたします。

その際、**必ず発給番号を余白にご記入ください**ますようお願いいたします。

日本商工会議所 東京事務所 FAX：03-3201-6265

《証明書記載事項が典拠インボイスから確認できない場合》

典拠インボイスだけでは、証明書記載事項の全てが確認できない場合は、その部分が確認できる資料（パッキングリスト・B/L・リインボイスなど）も併せてご送付ください。

例1	証明書に記載している梱包数量（10 pallet）がインボイスに記載されていない。 ⇒パッキングリストに記載があれば、パッキングリストをご送付ください。
例2	証明書の出航日（8/2）が正しいが、インボイスは当初の予定の出航日（8/1）のままになっている。 ⇒B/L などをご送付ください。
例3	リインボイスを使用しているため、証明書にはリインボイスのインボイス番号・日付を記載しており、インボイスだけでは確認ができない。 ⇒リインボイスや、先方からの指示書などを併せてご送付ください。

また、典拠インボイスにおいて複数行にまたがる製品について、証明書ではまとめて記載している場合、「典拠インボイスのどの製品が証明書上のどの製品に該当するのか」を明らかにした上でご提出くださいますようお願いいたします。

《証明書記載事項と典拠インボイスが異なっている場合 ～よくある間違い～》

証明書記載事項と典拠インボイスが異なっている場合は、システムの修正が必要となります。特に下記の例はよく間違いが見受けられますので、ご注意ください。

例1	Consignee やリインボイスの発行者の社名が異なる場合 ※ピリオド、カンマ、スペースなどが異なる場合は違う会社とみなしております。 例) 発給システム : ABC COMPANY LIMITED 典拠インボイス : ABC CO., LTD.
例2	出航日や船名が変更になった場合 インボイスの出航日（8/3）・船名は修正済みであるが、証明書に記載する出航日（8/2）・船名は当初の予定のままになっている。 ⇒最新の出航日（8/3）・船名にご修正ください。
例3	荷印に荷印以外の情報が記載されている場合 荷印の欄に PO No. や L/C No. などが記載され、実際の荷印と異なる例が見受けられます。荷印の欄には荷印・荷番号のみしか記載できませんので、ご注意ください。

※再発給の際に典拠インボイスを確認するかは各発給事務所によって異なりますので、詳しくは各発給事務所にお問い合わせください。



Q & A 再発給をしたけど、また間違いに気づいた場合はどうすればいいの？（再々発給）

再発給をした上で間違いに気付いた場合も、同様の手続きとなります。再発給の申請につき、修正が可能な場合は、ご修正いただき（ステップⅠ参照）、修正が無理な場合は再々発給となります（ステップⅡ参照）。

再々発給についても、改めて手数料が発生いたしますので、ご注意ください。

ステップⅣ．（証明書を亡失・滅失・汚損・破損した場合）紛失届のドラフトをFAXする

特定原産地証明書では、同じ証明書を発給できないことから、新しい証明書を受け取る際には古い証明書をご返却いただきます（ステップⅤ参照）。

証明書を亡失・滅失・汚損・破損した場合は「紛失届」を作成いただき、「紛失届」の原本と引き換えに新しい証明書をお渡しとなります。

《「紛失届」作成にあたっての注意事項》

- 失くした企業が作成すること
- 日本企業作成の場合は社判の押印、外国企業作成の場合はサイン入りであること
- 記載事項は以下のとおりであること（後ページの「紛失届」サンプルもご参照ください）
 - ・宛先を日本商工会議所東京事務所とすること
 - ・当該証明書の証明番号
 - ・誰が、いつ、どこで、どのような理由で、紛失したか
 - ・後日見つかった場合、必ず日本商工会議所へ返還することの誓約

紛失届のドラフトについては、押印（サイン）をする前に、

必ず日本商工会議所 東京事務所に確認が必要となりますのでFAXをお願いいたします。

ステップⅤ．証明書の受取・交付準備完了までの期間

- ① システムの入力内容、典拠インボイス等の提出内容に不備がなければ手続きが進み、【交付準備完了】の状態となります。
- ② 通常のご申請と同様に、【交付準備完了】になった時点で、メール送信希望がございましたら、メールでご案内いたします。

■交付準備完了後のメール送信希望の有無			
E-mail送信希望	☒ 希望する ☐ 希望しない	E-mail	Jiro@tosho.com

【交付準備完了】時にメールが届きます

③ 必要な書類をご用意し、窓口にご来所ください。

== 必要な書類（窓口受取） ==

古い証明書の状態	必要な書類
古い証明書をまだ受け取っていない場合	1. 新しい証明書の「引換書・受領書」 2. 古い証明書の「引換書・受領書」 3. 手数料（2 件分）
古い証明書を受け取っている場合	1. 新しい証明書の「引換書・受領書」 2. 古い証明書（原本） 3. 手数料（1 件分）
滅失・亡失・汚損・破損の場合	1. 新しい証明書の「引換書・受領書」 2. 紛失届（原本） ※ 例外なく 原本が必要になります。 3. 手数料（1 件分）

※なお、本来、再発給するべきところを誤って通常申請・受取した証明書がございましたら、その証明書についてもご返却をお願いいたします。

== 郵送受取の場合 ==

再発給された証明書について、郵送をご希望の場合は、証明書の原本（または紛失届の原本）を日本商工会議所 東京事務所まで事前にご郵送ください。

受け取り確認後、証明書を発送させていただきます。

《交付準備完了までの期間》

交付準備完了までは「書類に不備がない」と確認されてから（システムの状態が【手続中】となつてから）、1 営業日いただいております。

したがって、システムでの申請・典拠インボイスの FAX などを含めると **2～3 営業日ほどお時間をいただいております**ので、ご理解・ご協力のほど宜しくをお願いいたします。

== 再発給のスケジュール例 ==

※あくまでの例となります。混雑状況により前後することがございますので、ご容赦ください。

	パターン例
例 A	午前システム入力・典拠インボイス等を FAX し、不備がなかった場合 ・ 8/1（月）AM システム入力・典拠インボイス等の FAX ・ 8/1（月）PM 書類確認、（不備がなければ）手続き中へ ・ 8/2（火） 交付準備完了（※時間は未定）
例 B	午後システム入力・典拠インボイス等を FAX し、不備がなかった場合 ・ 8/1（月）PM システム入力・典拠インボイス等の FAX ・ 8/2（火）AM 書類確認、（不備がなければ）手続き中へ ・ 8/3（水） 交付準備完了（※時間は未定）
例 C	書類に不備があった場合 ・ 8/1（月）AM システム入力・典拠インボイス等の FAX ・ 8/1（月）PM 書類確認、不備事項についてのご連絡 ・ 8/2（火）AM 不備事項の修正 ・ 8/2（火）PM 不備事項の確認、（不備がなければ）手続き中へ ・ 8/3（水） 交付準備完了（※時間は未定）

年 月 日

日本商工会議所 御中

社名 印
住所

特定原産地証明書 紛失届

以下通り、特定原産地証明書の紛失の事実をお届けいたします。
なお、当該証明書を発見した場合は、速やかに貴所へ返却申し上げることを誓約いたします。

1. 証明書番号（発給受付番号でも可）

2. 紛失者
当社

3. 紛失場所

4. 紛失日時
（範囲指定でも可）

5. 紛失時の状況

SAMPLE

以上

(COMPANY LETTER HEAD & ADDRESS)

August 2, 2015

TO: THE JAPAN CHAMBER OF COMMERCE AND INDUSTRY

REPORT OF THE LOSS OF CERTIFICATE OF SPECIFIC ORIGIN

We would like to report that the loss of certificate of specific origin as follows:

Also, we pledge to return it to you soon, when we find original document.

1 . CERTIFICATE NO:

2 . COMPANY THAT HAS LOST THE CERITICATE:
OUR COMPANY

3 . LOCATION LAST SEEN:

4 . DATE AND TIME OF LOSS:
(Please specify range if possible)

5 . DETAILS OF LOSS:

SAMPLE

COMPANY NAME

(SIGN)

NAME

TITLE